

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年 1月27日作成)

法令名	北海道立青少年体験活動支援施設条例		
根拠条項	第7条第1項		
許認可等の種類	利用の承認		
法令の定め	体験活動支援施設を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。		
審査基準			
標準処理期間	総期間	3日・月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	()
	協議機関	日・月	()
	処分機関	3日・月	()
処分担当課	北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川	(電話番号：0125-53-2246)	()
	北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル深川	(電話番号：0164-25-2059)	()
	北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル森	(電話番号：01374-5-2110)	()
	北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル北見	(電話番号：0152-54-2584)	()
	北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル足寄	(電話番号：0156-25-6111)	()
	北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸	(電話番号：0153-52-1151)	()
申請先	同上	(電話番号：)	()
問い合わせ先	同上	(電話番号：)	()
備考	(公表アドレス： http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssg/shitei/shinsakizyunichiran.htm) 処分をするかどうかを判断するために必要とされる基準が、法令の定めにおいて具体的に規定されているため、審査基準を設定しない(北海道立青少年体験活動支援施設条例第8条)		